

基準価格引き上げ

徳島県の入札改善 6月から適用
徳島県契約制

低入札調査

徳島県は、08年度の「入札・契約制度およびその運用の改善」として、低入札調査基準価格および失格基準価格の引き上

げや一般競争入札を100万円以上の工事で全面実施することなどを決める見込み。6月1日以降に適用する。

今回の改善で最も大きく変わるのは、ダンピング対策として実施される低入札調査基準価格および失格基準価格、最低制限価格の改正。低入札調査基準価格は、土木一式工事ではこれまで「直接工事費+共通仮設費+現場管理費×1/5」として算定していたものを、「直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3」とする。これにより同価格は約5%程度上昇する。

失格基準価格および最低制限価格は、これまで「(予定価格×2+平均入札額)÷3×0.8」としていたものを「(予定価格×2+平均入札額)÷3×0.85」に改正。係数を0.8から0.85

に変更したことにより、同価格は5%弱上昇となる見込み。

一般競争入札の対象拡大は、これまで試行としていたものを本格実施するもの。これにより、26億3000万円以上がWTO対象案件(総合評価方式(標準・簡易型)、総合評価方式(施工能力審査方式)、低入札価格調査制度)、3000万円以上7000万円未満が条件付き一般競争入札(入札後審査方式、総合評価方式(試行)、最低制限価格調査制度)、1000万円未満が指名競争入札(最低制限価格調査制度)となる。